2021年版　障害者総合支援法　事業者ハンドブック

障害児向

報酬編：報酬告示と留意事項通知

第4章　障害児相談支援　（1138頁参照）

**①　サービスの概要**

障害児相談支援は、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」をいう。

**◎障害児支援利用援助**：次の援助のいずれも行う。

①　通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画案」を作成する。

②　通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定後に、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者等との連携調整等の便宜を供与するとともに、通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、担当者等を記載した「障害児支援利用計画」を作成する。

対象＝通所支援給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者

**◎継続障害児支援利用援助**：通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内において、当該者に係る障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、「障害児支援利用計画」の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜を供与する。

①　「障害児支援利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。

②　新たな通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定が必要と認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行う。

対象＝指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により「障害児支援利用計画」が作成された通所給付決定保護者

**②　サービスの報酬（障害児相談支援費）**

**1　障害児相談支援費の算定**

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の額は、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成２４年厚生労働省告示第126号）」別表の障害児相談支援給付費単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）」を乗じて得た額となる。

　具体的には、単位数に10円を乗じて得た額に事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額である（1円未満の端数は切り捨て）。

厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 1級地 | 2級地 | 3級地 | 4級地 | 5級地 | 6級地 | 7級地 | その他 |
| 障害児相談支援 | 11.20円 | 10.96円 | 10.90円 | 10.72円 | 10.60円 | 10.36円 | 10.18円 | 10.00円 |

＊　1級地から7級地及びその他の各地域については、第5編に掲載（1198頁参照）

なお、報酬額の全額が障害児相談支援給付費として支給され、利用者の自己負担はない。

**2　障害児相談支援費の考え方**

●　指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。また、相談支援専門員の配置等について手厚い体制を整えている事業所の取り組みを評価する観点から、体制に応じた段階別の基本報酬区分（機能強化型）を設定する。なお、令和3年9月までの基本報酬については、0.1％相当を上乗せする経過措置が講じられている（令3厚労告87・附則第14条→1166頁）

**【報酬告示】　※　基本報酬に係る経過措置（令3厚労告87・附則第14条）**

　令和3年9月30日までの間は、この告示による改正後の基準別表障害児相談支援給付費単位数表第1のイ及びロについて、それぞれ所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

（障害児支援利用援助）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位数 | 備考 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（I） | 2,027単位/月 | 相談支援専門員の配置等について手厚い体制を整えている場合に、体制に応じて算定 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（II） | 1,927単位/月 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（III） | 1,842単位/月 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（IV） | 1,792単位/月 |
| 障害児支援利用援助費（I） | 1,692単位/月 |  |
| 障害児支援利用援助費（II） | 815単位/月 | 取扱件数40件以上の部分 |

（継続障害児支援利用援助）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位数 | 備考 |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（I） | 1,724単位/月 | 相談支援専門員の配置等について手厚い体制を整えている場合に、体制に応じて算定 |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（II） | 1,624単位/月 |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（III） | 1,527単位/月 |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（IV） | 1,476単位/月 |
| 継続障害児支援利用援助費（I） | 1,376単位/月 |  |
| 継続障害児支援利用援助費（II） | 662単位/月 | 取扱件数40件以上の部分 |

●　事業者が、指定基準に定める一部の基準を満たさない場合には、所定単位数を算定しない。

●　特別地域加算　所定単位数の15％を加算

※中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合（別表の1の注5→1164頁）

**【報酬告示】　〔特別地域加算〕**

　注5　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注3に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**【関係告示】　＊3　厚生労働大臣が定める地域　（平厚労告233）**

　一　離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

　二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第189号）第1条に規定する奄美群島

　三　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第７３号）第２条第２項の規定により指定された特別豪雪地帯

四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

五　山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により規定された振興山村

六　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第79号）第２条第1項に規定する小笠原諸島

七　半島振興法（昭和６０年法律第６３号）第２条第１項の規定により指定された半島振興対策実施地域

八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第７２号）第２条第１項に規定する特定農山村地域

九　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２条第1項に規定する過疎地域

十　沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第３号に規定する離島

【留意事項通知】　●特別地域加算の取扱いについて　〔第四の2〕

　障害児相談支援報酬告示1の注5の特別地域加算については、第二の2の（4）〔居宅訪問型児童発達支援給付費〕の②を準用する　⇒929頁

●　利用者負担上限額管理加算　１５０単位／月

※事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合（別表の2→1166頁）

**【報酬告示】　2　利用者負担上限額管理加算**

注　指定障害児相談支援事業者が、指定基準第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

**【留意事項通知】　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて〔第四の3〕**

障害児相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第二の2の（1）〔児童発達支援給付費〕の⑧を準用する　⇒813頁

**【留意事項通知：813頁】　利用者負担上限額管理加算の取扱い〔第二の2（1）⑧〕**

通所報酬告示第1の4の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者（18歳以上の利用者の場合は本人）の負担額合計額の管理を行った場合をいう。

なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。

●　初回加算　5００単位／月

※新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、障害児支援利用援助を行った場合等（契約の締結から障害児支援利用計画案を交付するまでの期間が3か月を超える場合であって、4か月目以降に月2回以上、利用者の居宅に訪問し面接を行った場合は、上記単位数にさらに500単位に当該月数（3を上限）を乗じて得た単位数を加算）（別表の3→1166頁）

**【報酬告示：1166頁】　3　初回加算**

注1　指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、１月につき所定単位数を加算する。

注2　初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画案をいう。）を障害児及びその家族に交付した日までの期間が３月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から３月を経過する日以後に、月に２回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接した場合は、所定単位数に500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

**【関係告示：1167頁】　＊4　厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告181・第2号）**

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ　新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第24条の26第1項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第１号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

ロ　障害児支援利用計画を作成する月の前６月間において、障害児通所支援又は障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）を利用していない障害児相談支援対象保護者に対して障害児支援利用援助を行った場合

**【留意事項通知：1167頁】　初回加算の取扱いについて（第四の4）**

初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。

（1）新規に障害児支援利用計画を作成する場合

（2）障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前６月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合

（3）指定障害児相談支援に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が３ヶ月を超える場合であって、３ヶ月が経過する日以後に月２回以上、利用者の居宅に訪問し面接を行った場合

　　なお、上記（3）の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。

　　ただし、初回加算の算定月から、前６月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。

●　主任相談支援専門員配置加算　　１００単位／月

※相談支援従事者主任研修を終了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該事業所又は当該事業所以外の事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合（報酬告示別表の4→1116頁）

**【報酬告示：1166頁】　4　主任相談支援専門員配置加算**

注　専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

**【関係告示：1167頁】　＊5　厚生労働大臣が定める者（平30厚労告116号）**

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）別表障害児相談支援給付費単位数表4に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）第2号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する相談支援の業務に3年以上従事した者であって、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 科目 | 時間数 |
| 講義 | 障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義 | 3 |
| 運営管理に関する講義 | 3 |
| 講義及び演習 | 相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習 | 13 |
| 地域援助技術に関する講義及び演習 | 11 |

【留意事項通知：1167頁】　主任相談支援専門員配置加算について〔第四の5〕

（1）趣旨

当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。

（2）算定にあたっての留意事項

当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、当該指定障害児相談支援事業所の従業者又は当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。

なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。

ア　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催

イ　新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施

ウ　当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言

エ　基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加

（3）手続

この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

●　入院時情報連携加算

※入院時に医療機関が求める利用者の情報を医療機関に提供した場合（利用者1人につき、1月に1回を限度）（別表の5→1168頁）

・医療期間を訪問しての情報提供　　２００単位／月

・医療機関への訪問以外の方法での情報提供　　１００単位／月

**【報酬告示：1168頁】　5　入院時情報連携加算**

注　障害児通所支援を利用する障害児が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況や生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。

　　イ　入院時情報連携加算（Ｉ）　　200単位

　　ロ　入院時情報連携加算（ＩＩ）　100単位

**【関係告示】　＊6　厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告181・第3号）**

　イ　入院時情報連携加算（Ｉ）　医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

　ロ　入院時情報連携加算（ＩＩ）　イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

**【留意事項通知】●入院時情報連携加算の取扱いについて〔第四の6〕**

（1）趣旨

障害児相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児及びその保護者の心身の状況（例えば障害の程度や特性、疾患、病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における障害児の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいう。

（2）算定に当たっての留意事項

当該加算は、次に掲げる区分に応じ、障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度として算定する。

　①　入院時情報連携加算（Ｉ）

　　　医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。

　②　入院時情報連携加算（ＩＩ）

　　　①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。

（3）手続

情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、ＦＡＸ等）等について記録（基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。）を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。なお、情報提供の方法としては、障害児支援利用計画等の活用が考えられる。

●　退院・退所加算　　２００単位／回

※退院・退所時に、医療機関等の多職種からの情報収集や、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスへの参加を行った上で、障害児支援利用計画を作成した場合（利用者1人につき、入院・入所中に３回を限度）（別表の6→1170）

**【報酬告示】　6　退院・退所加算**

注　法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生救急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）

**【留意事項通知】　●退院・退所加算の取扱いについて〔第四の7〕**

（1）趣旨

病院若しくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしていた障害児が退院、退所し、障害通所支援を利用する場合において、当該利障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、当該障害児の保護者が障害児通所支援の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。

なお、障害児及びその家族に関する必要な情報とは、第四の6の（1）の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。

（2）算定に当たっての留意事項

退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度に加算を算定できるものであること。

（3）手続

退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。

●　保育・教育等移行支援加算

※保育所等の利用や就学、就職等に伴い保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要する利用者に対し、一定の支援を行った場合（障害福祉サービス等の利用期間内においては、訪問、会議参加、情報提供それぞれ２回を限度。利用終了後６か月以内においてはそれぞれ月1回を限度）（報酬告示別表の7→1172）

・情報提供を文書により実施した場合　　１００単位／月

・月２回以上、利用者の居宅に訪問し面接を行った場合　　３００単位／月

・他機関の主催する利用者の支援の検討等を行う会議に参加した場合　　３００単位／月

**【報酬告示：1172頁】　7　保育・教育等移行支援加算**

注　指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下、「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ（1）から（3）までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（（1）から（3）までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ（1）から（3）までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

（1）障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害児の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律藍123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の該当障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合【100単位】

（2）障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）　【300単位】

（3）障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）　【300単位】

＊1のイ（＝障害児支援利用援助費）、1のロ（＝継続障害児支援利用援助費）

**【留意事項通知：1173頁】保育・教育等移行支援加算〔第四の8〕**

（1）趣旨

　　当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討に協力する場合、居宅への月2回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。

　　障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（1）の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。

　　障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（1）の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう。

（2）算定に当たっての留意事項

　　当該加算は、（1）記載の場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（1）から（3）までのそれぞれに定める単位数（それぞれ2回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した月から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。

　　例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1月に居宅を2回以上訪問し、面接を行いかつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。

　　ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。

また、当該加算は、利用者が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。

　　ただし、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない。

（3）手続

　　①　障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（1）を算定する場合は第4の6の（3）の規定を準用する　⇒1119頁

　　②　障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（2）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

　　③　障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（3）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

**【留意事項通知：1119頁】入院時情報連携加算の取扱いについて〔第4の6の（3）の規定〕**

（3）手続

　　情報提供を行った日時、場所（医療機関に出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録（基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。）を作成し5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられる。

●　医療・保育・教育機関等連携加算　　１００単位／月

※障害児支援利用援助の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、障害児支援利用計画を作成した場合（利用者１人につき、１月に１回を限度）（別表の8→1174）

**【報酬告示：1174頁】　8　医療・保育・教育機関等連携加算**

注　指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障害児通所支援及び障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。

**【留意事項通知：1175頁】　●医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて〔第四の9〕**

（1）趣旨

次の要件をいずれも満たすものでなければならないこと。

　ア　障害児が利用する病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

　イ　連絡先と面談するに当たっては、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。

（2）算定に当たっての留意事項

当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。

（3）手続

第四の7の（3）の規定を準用する　⇒1121頁

**【留意事項通知：1121頁】　●退院・退所加算の取扱いについて〔第四の7〕**

（3）手続

退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

●　集中支援加算　　３００単位／月　（訪問、会議開催、会議参加それぞれ月１回を限度）

※計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に、障害福祉サービス等の利用に関して、月２回以上の居宅を訪問しての面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、他機関の主催する利用者の支援の検討等を行う会議へ参加した場合（報酬告示別表の9→1176頁）

**【報酬告示：1176頁】　9　集中支援加算**

注　指定障害児相談支援事業者が次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に、障害児１人につき１月に１回を限度として、それぞれ300単位を加算する。

（1）障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者等又は市町村等の求めに応じ、月に２回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く）

（2）サービス担当者会議（指定基準第15条第２項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

（3）福祉サービス等を提供する機関等（以下この（3）において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。）

＊1のイ（＝障害児支援利用援助費）、1のロ（＝継続障害児支援利用援助費）

＊5のイ（＝入院情報連携加算（I））、6（＝退院・退所加算）

**【留意事項通知：1177頁】　集中支援加算について［第四の10］**

（1）趣旨

　　当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月２回以上の居宅への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。

　　ただし、当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。

（2）算定にあたっての留意事項

　　障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（1）の「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。

　　障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（2）の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。

　　障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（3）の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、地方自治体をいう。

　　なお、福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、保育・教育等移行支援加算おける会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、保育・教育等移行支援加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。

　　また、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。

（3）手続

　　①　障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（1）を算定する場合は、第四の8（3）の②の規定を準用する→1123頁

　　②　障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（2）を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

　　③　障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（3）を算定する場合は、第四の8（3）の③の規定を準用する→1123頁

**第四の8（3）の②（1123頁）**

　計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（2）及び（5）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

**第四の8（3）の③（1123頁）**

計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（3）及び（6）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

●　サービス担当者会議実施加算　　１００単位／月

※継続障害児支援利用援助の実施時において、利用者の居宅等を訪問し、面接するとともに、福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況の確認、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合（利用者１人につき、１月に１回を限度）（別表の10→1178頁）

**【報酬告示：1178頁】　10　サービス担当者会議実施加算**

注　指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

**【留意事項通知：1179頁】　●サービス担当者会議実施加算の取扱いについて〔第四の11〕**

（1）趣旨

継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児相談支援対象保護者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。

（2）算定に当たっての留意事項

サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。

（3）手続

第四の10（3）の②の規定を準用する⇒1127頁

**【留意事項通知：1127頁】　●集中支援加算について〔第四の10〕**

（3）手続き

　　②　計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（2）を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

●　サービス提供時モニタリング加算　　１００単位／

※継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児通所支援事業所等を訪問し、サービスの提供状況について詳細に把握した上で、確認結果の記録を作成した場合（利用者１人につき１月に１回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度）（別表の11→1178頁）

**【報酬告示：1178頁】　11　サービス提供時モニタリング加算**

　注　指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。

**【留意事項通知：1179頁】　●サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて〔第四の12〕**

（1）趣旨

　　継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。

　　なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。

　　ア　障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況

　　イ　サービス提供時の障害児の状況

　　ウ　その他必要な事項

（2）算定に当たっての留意事項

　　1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。

（3）手続

　　（1）における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

●　行動障害支援体制加算　３５単位／月

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合（別表の12→1180頁）

**【報酬告示：1180頁】　12　行動障害支援体制加算**

　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算する。

**【関係告示：1181頁】　＊7　厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告181・第４号）**

　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

　イ　指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第５３８号）別表第8に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を１名以上配置していること。

　ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。

**【留意事項通知：1181頁】　●行動障害支援体制加算の取扱いについて〔第四の13〕**

（1）趣旨

　当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、行動障害のある障害児へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

　なお、強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

（2）手続

　この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

●　要医療児者支援体制加算　３５単位／月

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合（別表の13→1180頁）

**【報酬告示：1180頁】　13　要医療児者支援体制加算**

　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算する。

**【関係告示：1181頁】　＊8　厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告181・第5号）**

　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

　イ　指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち障害者総合支援法第７８条第２項に規定する地域生活支援事業（以下、「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を１名以上配置していること。

　ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。

**【留意事項通知：1181頁】　●要医療児者支援体制加算の取扱いについて　〔第四の14〕**

（1）趣旨

　当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

　ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要項別記2-10に定める医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

　なお、医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

（2）手続

　第四の13の（2）の規定を準用する　⇒1129頁

**【留意事項通知：1129頁】　●行動障害支援体制加算の取扱いについて〔第四の13〕**

（2）手続

　この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

●　精神障害者支援体制加算　３５単位／月

※地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合（別表の14→1182）

**【報酬告示：1182頁】　14　精神障害者支援体制加算**

　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

**【関係告示：1183頁】　＊9　厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告181・第6号）**

　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

　イ　指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。

　ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。

**【留意事項通知：1183頁】　●精神障害者支援体制加算の取扱いについて　〔第四の15〕**

（1）趣旨

　当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。

　ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2-21に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

　なお、精神障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

（2）手続

　第四の13の（2）の規定を準用する　⇒1129頁

**【留意事項通知：1129頁】　●行動障害支援体制加算の取扱いについて〔第四の13〕**

（2）手続

　この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

●　ピアサポート体制加算　１００単位／月

※利用者と同じ目線に立った相談・助言等を行うために必要な人員の配置等が行われている場合（報酬告示別表の15→1182頁）

**【報酬告示：1182頁】　15　ピアサポート体制加算**

　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

**【関係告示：1183頁】　＊10　厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告181・第７号）**

　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

　イ　地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次の（一）及び（二）に掲げるものを指定障害児相談支援事業者所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。

　（一）　障害者総合支援法第４条第1項に規定する障害者（以下この（一）及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であったと市町村長が認める者

　（二）　管理者、相談支援専門員その他指定特定障害児相談支援に従事する者

　ロ　イに掲げる者のいずれかにより、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。

　ハ　イに掲げる者を配置している旨を公表していること。

**※　ピアサポート体制加算に係る経過措置（令3厚労告87・附則第7条）**

　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める基準第７号の規定の適用については、次の表（⇒1187頁）の左欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

**（1187頁は表に落丁があり、内容の判別ができない）**

**【留意事項通知】　●ピアサポート体制加算の取扱いについて〔第四の16〕**

　障害児相談支援報酬告示15のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。

ア　障害者又は障害者であったと市町村が認める者（以下この16において「障害者等」という。）

イ　管理者、相談支援専門員又はその他指定障害児相談支援に従事する者

　　なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定自立生活援助事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所又は指定計画相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上にばる場合を含むものとする。

（1）算定に当たっての留意事項

　ア　研修の要件

　　　「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。

　　　なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。

　　（ア）　市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。

　　（イ）16のイに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。

　　　この場合において、市町村が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は

市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。

イ　障害者等の確認方法

　　当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。

　（ア）　身体障害者

　　　　　身体障害者手帳

　（イ）　知的障害者

　　　　　①　療育手帳

　　　　　②　療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

　（ウ）　精神障害者

　　　　　以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）

　　　　　①　精神障害者保健福祉手帳

　　　　　②　精神障害を事由とする年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）

　　　　　③　精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類

　　　　　④　自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）

　　　　　⑤　医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等

（エ）　難病等対象者

　　　　医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等

（オ）　その他市町村が認める書類又は確認方法

（2）　手続

　当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。

※ピアサポーターによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。

●　地域生活支援拠点等相談強化加算　７００単位／回

※地域生活支援拠点等である障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度）（別表の16→1188頁）

**【報酬告示：1188頁】　16　地域生活支援拠点等相談強化加算**

　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下この注において「要支援児」という。）が指定短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第１１４条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第１項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算する。

**【関係告示：1189頁】　＊11　厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告181・第８号）**

　運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

**【留意事項通知：1189頁】　●地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて　〔第四の17〕**

（1）趣旨

　当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害児等やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

（2）算定に当たっての留意事項

　当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児の保護者からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に障害児相談支援対象保護者１人につき1月に４回を限度として加算するものである。

　また、当該加算は、他の指定障害児相談支援事業所において指定計画障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該障害児が指定短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該指定障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものであること。

　（3）手続

　当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

●地域体制強化共同支援加算　２，０００単位／回（月1回を限度）

※地域生活支援拠点等である障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合（別表の17→1188頁）

**【報酬告示：1188頁】　17　地域体制強化共同支援加算**

　注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業所のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第１項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

**【関係告示：1191頁】＊11　厚生労働大臣が定める基準　（平27厚労告181・第8号）⇒1189頁**

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

**【留意事項通知：1189頁】　●地域体制強化共同支援加算の取扱いについて　〔第四の18〕**

（1）趣旨

　当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々ニーズに対応出来うるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

（2）算定に当たっての留意事項

　当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に対して、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養や又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算するものである。

　なお、当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に係る支援等を行う指定障害相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定障害児相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。

　なお、協議会等への報告の内容については、別途定めるものとする。

（3）手続

　当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

以上